

令和8年7月24日

各位

公益社団法人北海道観光機構
会長 唐神 昌子

令和8年度 旅行商品造成支援事業に係る募集について

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当機構の事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当機構では、閑散期における北海道旅行の需要喚起策の一環として、北海道内の魅力的な観光コンテンツである「ガストロノミーツーリズム」、「アドベンチャートラベル」、「リトリート旅」、「時間差旅」のテーマ性を盛り込んだ旅行商品に対して、その広告宣伝費の一部を助成する事業を実施します。つきましては、下記のとおり募集することといたしましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

1. 事業名【令和8年度 旅行商品造成支援事業】

2. 期間 対象出発日 : 令和8年10月1日(木)～令和9年2月14日(日)
対象広告掲載日: 令和8年9月1日(火)～令和9年1月31日(日)

3. 内容 別紙「募集要項」を参照

4. 今後のスケジュール

- (1) 当事業への応募 令和8年8月19日(水) 12時まで
- (2) 審査会の実施 令和8年8月下旬 予定
- (3) 助成事業の決定 令和8年8月下旬 予定

5. 事業説明会について

本事業に関する事業説明会はございません。事業内容に関する質問は、個別に受け付けます。回答については、受付後速やかに通知します。

6. 問い合わせ先(委託会社)

「令和8年度 旅行商品造成支援事業」受託コンソーシアム

担当: 名鉄観光サービス株式会社 札幌支店

〒060-0001 札幌市中央区北3条西1丁目1-1 札幌ブリックキューブ6階

TEL: 011-241-5994

【本事業 事業主体】

公益社団法人北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部 担当: 小島、坂本

TEL: (011) 231-0941

E-mail: n_kojima@visithkd.or.jp h_sakamoto@visithkd.or.jp

以上

【令和8年度 旅行商品造成支援事業】
募集要項

1. 目的

閑散期における北海道旅行の需要喚起策の一環として、北海道内の魅力的な観光コンテンツである「ガストロノミーツーリズム」、「アドベンチャートラベル」、「リトリート旅」、「時間差旅」のテーマ性を盛り込んだ旅行商品に対して、その広告宣伝費の一部を助成する。

【参考】 ・ガストロノミーツーリズム

その土地の気候風土が生んだ食材・習慣・伝統・歴史などによって育まれた食を楽しみ、食文化に触れることを目的とした旅行。

・アドベンチャートラベル

アクティビティ、自然、文化体験の3要素のうち、2つ以上で構成される旅行。

・リトリート旅

仕事や生活から離れた非日常的な場所で自分と向き合い、心と体をリラックスさせるためにゆったりと過ごす旅行。

・時間差旅

「日程」「時間」「場所」を少しずらして楽しむ“混雑を避けながらも、しっかり北海道の魅力を体感できるピークをずらした楽しみ方（旅のスタイル）”。

2. 助成対象者

応募する旅行会社は、次の要件を満たしていること。

- (1) 第1種旅行業または第2種旅行業を登録していること。
- (2) 民間企業、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。
- (3) 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 委託会社と資本関係および、人的関係、資金関係等において事業関連性を有しないこと。

3. 対象旅行商品

旅行商品の募集条件・助成額は、以下の内容とする。

(1) 全商品共通事項

- ① 対象出発日： 令和8年10月1日（木）～令和9年2月14日（日）
- ② 対象広告掲載日：令和8年9月1日（火）～令和9年1月31日（日）
- ③ 首都圏・関西圏・中京圏を発着地とし、道内を2泊3日以上で周遊する募集型企画旅行商品（下記(2)～(4)記載）、チャーター便を利用し、道内を2泊3日以上で周遊する募集型企画旅行商品（下記(5)記載。発着地は北海道外全域を対象とする）。
- ④ 札幌市以外の観光素材かつ札幌市以外の宿泊地がひとつ以上組み込まれていること。
- ⑤ 当機構の「フォトライブラリー」（<https://travel-navi.visit-hokkaido.jp/>）の観光素材が含まれていること。
- ⑥ 「ガストロノミーツーリズム」、「アドベンチャートラベル」、「リトリート旅」、「時間差旅」の4つのテーマうち1つ以上のテーマを選択し、そのテーマに適う観

光素材が2つ以上含まれていること。

- ⑦ 対象旅行商品には、「HOKKAIDO LOVE!」のロゴ、および「協賛：（公社）北海道観光機構」を表示すること。
- ⑧ 機構が取り組みを進める、HOKKAIDO LOVE! SNS公式アカウントとともに、「キュンちゃん」のInstagramのQRコード等の掲載を検討すること。
- ⑨ クレジット表記等の確認のため、広告掲載日4営業日前までに広告原稿を提出すること。

※ 事務局営業時間：土日祝日・年末年始(12/29～1/03)を除く、08：45～17：30

- ⑩ 対象旅行商品の広告掲載実績（掲載証明書、請求書等の写し）を掲載日の翌月4日までに報告すること。
- ⑪ 対象旅行商品の対象期間の送客実績を出発日の翌月4日までに報告すること。
- ⑫ 自然災害、感染症の蔓延、官公庁または公的機関の命令または勧告等により、必要がある場合は、当助成事業の全部または一部を中止する場合がある。
- ⑬ 国、各都道府県、各市町村の補助金や助成金を受けているものは助成の対象外とする。但し、旅行会社ではなく旅行者が補助金や助成金を受けているものは、この限りではない。また、本事業の対象事業として選定される前の経費は対象とならない。

(2) 首都圏発

- ① 商品内容：令和8年10月1日（木）～令和9年2月14日（日）の期間内に首都圏を出発する募集型企画旅行で、北海道内を2泊3日以上で周遊する商品。なお、茨城空港を利用する商品は対象外とする。
- ② 助成対象：当該商品販売に利用する広告媒体（新聞・新聞折り込み・テレビ・ラジオ・WEB記事・旅行雑誌等）への掲載費用（税抜）の2分の1以内を助成する。

※ 原稿制作費も助成対象とする。

※ 他商品と併載の場合、その面積に応じた費用を助成の対象とする。

※ 当該商品を複数回掲載した場合、その合算額を対象とする。

※ 自社媒体（パンフ・HP・WEB・会員誌・チラシ等）は助成対象外とする。

- ③ 助成額：申請は1事業者4商品までとし、1商品につき最大2,000千円（税込）を助成する。応募多数の場合、過去実績等のデータや情報を根拠に算出された目標送客数の上位15商品を選抜し、その目標数に応じて、当カテゴリーに設定している助成金総額11,000千円（税込）を按分する。なお、(3) (4) (5)の助成申請額が、各カテゴリーで設定している助成金総額を下回る場合、その差額を、当カテゴリーの助成金総額に充当することもある。同様に、当カテゴリーで、助成申請額が設定している助成金総額を下回る場合、(3) (4) (5)に充当することがある。

(3) 関西圏発

- ① 商品内容：令和8年10月1日（木）～令和9年2月14日（日）の期間内に関西圏を出発する募集型企画旅行で、北海道内を2泊3日以上で周遊する商品。
- ② 助成対象：当該商品を広告媒体（新聞・新聞折り込み・テレビ・ラジオ・WEB記事・雑誌等）への掲載費用（税抜）の2分の1以内を助成する。

※ 原稿制作費も助成対象とする。

※ 他商品と併載の場合、その面積に応じた費用を助成の対象とする。

※ 当該商品を複数回掲載した場合、その合算額を対象とする。

※ 自社媒体（パンフ・HP・WEB・会員誌・チラシ等）は助成対象外とする。

- ③ 助成額：申請は1事業者4商品までとし、1商品につき最大1,000千円（税込）を助成する。応募多数の場合、過去実績等のデータや情報を根拠に算出された目標送客数の上位10商品を選抜し、その目標数に応じて、当カテゴリーに設定している助成金総額4,000千円（税込）を按分する。なお、（2）（4）（5）の助成申請額が、各カテゴリーで設定している助成金総額を下回る場合、その差額を、当カテゴリーの助成金総額に充当することもある。同様に、当カテゴリーで、助成申請額が設定している助成金総額を下回る場合、（2）（4）（5）に充当することがある。

（4）中京圏発

- ① 商品内容：令和8年10月1日（木）～令和9年2月14日（日）の期間内に中京圏を発する募集型企画旅行で、北海道内を2泊3日以上で周遊する商品。

- ② 助成対象：当該商品を広告媒体（新聞・新聞折り込み・テレビ・ラジオ・WEB記事・雑誌等）への掲載費用（税抜）の2分の1以内を助成する。

※ 原稿制作費も助成対象とする。

※ 他商品と併載の場合、その面積に応じた費用を助成の対象とする。

※ 当該商品を複数回掲載した場合、その合算額を対象とする。

※ 自社媒体（パンフ・HP・WEB・会員誌・チラシ等）は助成対象外とする。

- ③ 助成額：申請は1事業者2商品までとし、1商品につき最大1,000千円（税込）を助成する。応募多数の場合、過去実績等のデータや情報を根拠に算出された目標送客数の上位10商品を選抜し、その目標数に応じて、当カテゴリーに設定している助成金総額4,000千円（税込）を按分する。なお、（2）（3）（5）の助成申請額が、各カテゴリーで設定している助成金総額を下回る場合、その差額を、当カテゴリーの助成金総額に充当することもある。同様に、当カテゴリーで、助成申請額が設定している助成金総額を下回る場合、（2）（3）（5）に充当することがある。

（5）チャーター

- ① 商品内容：令和8年10月1日（木）～令和9年2月14日（日）の期間内に北海道外を発着地とする募集型企画旅行で、航空機チャーターを使用し、北海道内を2泊3日以上で周遊する商品。

- ② 助成対象：当該商品を広告媒体（新聞・新聞折り込み・テレビ・ラジオ・WEB記事・雑誌等）への掲載費用（税抜）の2分の1以内を助成する。

※ 原稿制作費も助成対象とする。

※ 他商品と併載の場合、その面積に応じた費用を助成の対象とする。

※ 当該商品を複数回掲載した場合、その合算額を対象とする。

※ 自社媒体（パンフ・HP・WEB・会員誌・チラシ等）は助成対象外とする。

- ③ 助成額：申請は1事業者4商品までとし、1商品につき最大1,000千円（税込）を助成する。応募多数の場合、過去実績等のデータや情報を根拠に算出された目標送客数の上位10商品を選抜し、その目標数に応じて、当カテゴリーに設定している助成金総額4,000千円（税込）を按分する。なお、（2）（3）（4）の助成申請額が、各カテゴリーで設定している助成

金総額を下回る場合、その差額を、当カテゴリーの助成金総額に充当することもある。同様に、当カテゴリーで、助成申請額が設定している助成金総額を下回る場合、(2) (3) (4)に充当することがある。

4. 助成額の計算方法の例

総広告費用100万円（税込110万円）の場合、上限助成額100万円×50%=50万円

5. 今後のスケジュール

- (1) 企画提案書の提出 令和8年8月19日（水）12時まで
- (2) 審査会の実施 令和8年8月下旬 予定
- (3) 採択通知 令和8年8月下旬 予定

6. 企画提案書の提出

- (1) 提出物： ① 助成金交付申請書（様式第1号）
② 企画提案書 兼 報告書（様式第2号）
③ 過去3年以内に造成した類似商品の概要が分かるもの
（最も実績があった年度のもの1点）※但し、新規商品の場合は不要
- (2) 提出期限：令和8年8月19日（水）12時まで
- (3) 提出方法：当機構の「フォトライブラリー」
(<https://travel-navi.visit-hokkaido.jp/>)内の「旅行商品造成支援事業」特設ページから、必要事項を確認の上、期限内に申請してください。
※様式第1号および第2号は「フォトライブラリー」内の「旅行商品造成支援事業」特設ページからダウンロードしてください。

7. 選定方法

- (1) 選定方法
当機構が設置した審査会において書類審査を行い選定する。
- (2) 選定基準
 - ① 本事項に示した条件を満たした旅行商品となっているのか。
 - ② 観光客にとって魅力のあるコンテンツを有する旅行商品となっているか。
 - ③ 機構の「フォトライブラリー」(<https://travel-navi.visit-hokkaido.jp/>)に掲載のコンテンツを活用しているか。
 - ④ 「ガストロノミーリズム」「アドベンチャートラベル」「リトリート旅」「時間差旅」の4つのテーマうち、1つ以上のテーマを選択し、そのテーマに適う観光素材が2つ以上含まれているか。
 - ⑤ 旅行商品内容のPRに適したメディア媒体となっているか。
 - ⑥ 過去実績等のデータや情報を根拠に算出された適切な目標送客数かどうか。
 - ⑦ 申請額に妥当性があるか。
 - ⑧ 費用対効果が高い提案となっているか。

8. 採択通知

審査後、令和8年8月下旬までに助成の可否を申請者に通知する。

9. 企画内容の変更及び中止

申請承認を受けた旅行商品を変更もしくは他商品と差し替える場合、助成金変更申

請書（様式第4号）を提出すること。なお、審査の結果、助成対象とならない場合がある。また、企画を中止する場合、助成金中止申請書（様式第5号）を提出すること。

10. 実績報告及び請求書等

対象ツアー催行後1ヶ月以内もしくは令和9年2月19日（金）のいずれか早い日まで
に、結果と成果について、委託事業者宛、以下の書類を提出すること。

(1) 助成金実績報告書（様式第6号）

(2) 企画提案書 兼 報告書（様式第2号）

※販売中止、催行中止となった場合でも、提出すること。

(3) 証憑書類（広告代理店等から旅行会社への請求書写し等）※月次で報告済みの分は不要

(4) 成果物（当該商品が掲載された広告媒体。新聞・記事・掲載画面データ等）

(5) 広告換算額

(6) その他申請にあたり事務局が必要と認める書類

※ お客様属性、効果測定等のデータ提供に協力すること。

11. 助成金の支払い

(1) 事業実施内容の効果・実績が記載された事業報告書を受領後、申請どおりに事業が
執行されたことを確認し、内容が適切であると認められた場合に助成金を支出する。

(2) 助成対象事業が適正に執行されていないと認めた場合には助成金の減額又は取り止
めを行うことができる。

(3) 企画提案にあった送客目標人数を大きく下回る場合には、本事業委託者と当機構の
協議により助成金を減額する場合がある。

12. その他

(1) 様式第1、2、4、5、6号は「フォトライブラリー」内の「旅行商品造成支援事業」
特設ページからダウンロードすること。

(2) 採択された提案内容は、当機構と協議の上で修正する場合がある。

(3) 企画内容の不履行が生じた際は、助成の支給停止または内容変更をすることがある。
また、機構はそのことによる経済的な損害はその責を免ぜられるものとする。

(4) この指示書に定めのないものは、協議の上決定する。

13. 問い合わせ先

委託事業会社

名鉄観光サービス㈱札幌支店内 令和8年度旅行商品造成支援事業受付事務局

〒060-0003 札幌市中央区北3条西1丁目1-1 札幌ブリックキューブ6階

TEL 011-241-5994

※「フォトライブラリー」内「旅行商品造成支援事業」の特設ページお問い合わせ
フォームからお問い合わせください。

14. 事業主体

公益社団法人北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部 担当：小島、坂本

TEL:011-231-0941

E-MAIL:n_kojima@visithkd.or.jp、h_sakamoto@visithkd.or.jp

様式第1号

- ☐ 首都圏発商品
☐ 関西圏発商品
☐ 中京圏発商品
☐ チャーター

※ 該当する出発地のチェックをクリックして、チェックを入れてください。
※ 出発地ごとに申請してください。（1出発地1枚）

令和8年度 旅行商品造成支援事業 助成金交付申請書

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光機構 宛

申請者 所在地
団体名
代表者職・氏名 (印)

令和8年度 旅行商品造成支援事業の広告宣伝費助成金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて申請いたします。

申請書類の記載内容は真正であり、かつ、当社は、旅行商品造成支援事業の助成金交付を受ける者として、公募要領に定める「反社会的勢力排除に関する誓約事項」に掲げる者のいずれにも該当しません。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、申請にあたっては、令和8年度 旅行商品造成支援事業 募集要項を確認し、その内容を十分に理解しています。

記

1. 企画提案書 兼 報告書（様式第2号）
2. 過去3年以内に造成した類似商品の概要が分かるもの（最も実績があった年度のもの1点）※但し、新規商品の場合は不要。

申請担当者 職・氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

様式第3号

- ☐ 首都圏発商品
☐ 関西圏発商品
☐ 中京圏発商品
☐ チャーター

令和 年 月 日

様

公益社団法人北海道観光機構
会長 唐神 昌子
(公印省略)

令和8年度 旅行商品造成支援事業 助成金交付決定通知書

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度は、令和8年度 旅行商品造成支援事業の助成金交付を申請いただきありがとうございました。

審査した結果、貴社の下記商品を助成対象とさせていただくこととなりましたのでお知らせいたします。

なお、今後の手続き等につきましては順次お知らせしますので、よろしくお願いいたします。

敬 具

記

1. 商 品 名 称 :
2. 設 定 期 間 :
3. 集 客 目 標 数 :
4. 交 付 上 限 額 :
5. 交 付 決 定 No. :

<問い合わせ先>

公益社団法人北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
TEL : 011-231-0941

小島 叙紀 e-mail : n_kojima@visithkd.or.jp

坂本 博文 e-mail : h_sakamoto@visithkd.or.jp

様式第4号

- ☐ 首都圏発商品
☐ 関西圏発商品
☐ 中京圏発商品
☐ チャーター

※ 該当する出発地のチェックをクリックして、チェックを入れてください。

※ 出発地ごとに申請してください。（1出発地1枚）

令和8年度 旅行商品造成支援事業 助成金変更申請書

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光機構 宛

申請者 所在地
団体名
代表者職・氏名

㊞

令和8年 月 日付けで交付決定を受けた旅行商品造成支援事業について、下記の変更を行いたいので申請いたします。

記

1. 交付決定No. :

2. 変 更 理 由 :

3. 添 付 書 類 : 企画提案書 兼 報告書（様式第2号）

申請担当者 職・氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

様式第5号

- ☐ 首都圏発商品
☐ 関西圏発商品
☐ 中京圏発商品
☐ チャーター

※ 該当する出発地のチェックをクリックして、チェックを入れてください。

※ 出発地ごとに申請してください。（1出発地1枚）

令和8年度 旅行商品造成支援事業 助成金中止申請書

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光機構 宛

申請者 所在地
団体名
代表者職・氏名 (印)

令和8年 月 日付けで交付決定を受けた旅行商品造成支援事業について次のとおり
中止したいので申請いたします。

記

1. 交付決定No. :

2. 中止の理由 :

申請担当者 職・氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

様式第6号

- ☐ 首都圏発商品
☐ 関西圏発商品
☐ 中京圏発商品
☐ チャーター

※ 該当する出発地のチェックをクリックして、チェックを入れてください。

※ 出発地ごとに申請してください。（1出発地1枚）

令和8年度 旅行商品造成支援事業 助成金実績報告書

令和 年 月 日

公益社団法人北海道観光機構 宛

申請者 所在地
団体名
代表者職・氏名 (印)

令和8年 月 日付けで交付決定を受けた旅行商品造成支援事業が完了したので、
関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 交 付 決 定 N o . :

2. 助成金の交付予定額: 金 円 (税込)

3. 助成金の精算額: 金 円 (税込)

4. 振 込 先 :

銀行名	
支店名	
口座名	
口座番号	普通・当座 NO.

5. 添付書類

- (1) 企画書 兼 報告書 (様式第2号)
(2) 広告代理店、メディア等から旅行会社への請求書写し等
(3) 成果物 (当該商品が広告掲載された新聞等)
(4) その他申請にあたり事務局が必要と認める書類

申請担当者 職・氏名	
電話番号	
FAX 番号	
E-mail	

様式第7号

- ☐ 首都圏発商品
☐ 関西圏発商品
☐ 中京圏発商品
☐ チャーター

令和 年 月 日

様

公益社団法人北海道観光機構
会長 唐神 昌子
(公印省略)

令和8年度 旅行商品造成支援事業
実績報告書の検査結果について

令和 年 月 日付で報告を受けた検査結果は次のとおりです。

記

1. 交付決定No :
2. 検査年月日 :
3. 検査結果 :
4. 交付額 :
5. 交付予定日 :
6. 備考 :

<問い合わせ先>

公益社団法人北海道観光機構 事業本部 観光ブランド推進部
〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1-1 緑苑ビル1階
TEL : 011-231-0941

小島 叙紀 e-mail : n_kojima@visithkd.or.jp

坂本 博文 e-mail : h_sakamoto@visithkd.or.jp

以上